

男女共同参画審議会関係規則等

1	滋賀県男女共同参画推進条例	2
2	滋賀県男女共同参画審議会規則	7
3	附属機関の会議の公開等に関する指針	8
4	苦情処理の専門部会の設置について	10
5	男女共同参画に関する施策苦情処理要綱	11
6	傍聴要領	14

滋賀県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第19条）

第3章 滋賀県男女共同参画審議会（第20条・第21条）

付則

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

滋賀県では、男女平等の実現に向けて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる21世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆、地域の絆、自然との絆を大切にして、男女が共に輝いて生きることができる湖国を創るため、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図る

ように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができるように就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聴くものとする。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報

の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報

の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第20条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第8条第4項および第13条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

滋賀県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県男女共同参画推進条例（平成13年滋賀県条例第62号）第21条第7項の規定に基づき、滋賀県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、商工観光労働部女性活躍推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年規則第43号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年規則第27号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

付 則（平成23年規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年規則第36号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附属機関の会議の公開等に関する指針

第1 趣 旨

この指針は、附属機関の設置および運営に関する取扱要領（以下「要領」という。）第6の規定に基づき、県民に対して附属機関における審議の状況を明らかにすることにより、県の政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るため、附属機関の会議の公開等に関する基本的な事項について定めるものとする。

第2 公開または非公開の決定

- (1) 附属機関の会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開または非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第3 会議の開催の周知

附属機関は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）に、県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および各合同庁舎行政情報コーナーでの掲示ならびにインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

ア 附属機関の名称

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 議題（会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする部分の議題および非公開とする理由を含む。）

オ 傍聴者の定員

カ 傍聴の手続

キ 議事録等の公表の時期および方法

ク 問い合わせ先

第4 公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。
- (2) 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (3) 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。
- ア 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席および報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選または先着順により傍聴を認める者を決定するものとする。
 - イ 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めること。
- (4) 公開した会議の結果については、議事録または会議概要を作成し、会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するものとする。
- また、インターネット上のホームページへの掲載等により、県民に対して積極的な情報提供を行うよう努めるものとする。
- (5) 非公開とした会議についても、公開した会議に準じて、会議終了後、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

第5 会議開催状況の取りまとめおよび公表

附属機関は、前年度における会議の開催状況について、毎年4月30日までに取りまとめ、県民情報室において閲覧に供するものとする。

第6 その他

- (1) 地方機関を単位として設置される附属機関については、この指針の定めに準じて、当該地方機関において会議の公開等を行うものとする。
- (2) 附属機関の会議の公開等について県民から意見の申出があった場合は、当該附属機関の事務局を所管する課等において適切に対応するものとする。
- (3) この指針の運用について必要な事項は、別に定める。

苦情処理の専門部会の設置について

平成 14 年 8 月 8 日 審議会議決

(趣旨)

第 1 滋賀県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき知事から意見を求められた事項を調査審議するため専門部会を設置する。

(専門部会)

第 2 専門部会の委員は、審議会の会長の外、会長が審議会に諮って指名するものとする。

2 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会の職務)

第 3 専門部会は、審議会に対し知事から意見を求められたときは、速やかにその事項について調査審議するものとする。

2 専門部会の決議は、審議会の決議とすることができるものとする。

3 専門部会は、意見を求められた事項が重要な事項であると判断したときは、審議会の開催を会長に求めるものとする。

4 専門部会は、第 2 項の決議をしたときは、後日開かれる審議会に報告するものとする。

(会議)

第 4 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会の議長となる。

3 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 専門部会は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 専門部会の庶務は、女性活躍推進課において処理する。

男女共同参画に関する施策苦情処理要綱

1 趣旨

この要綱は、滋賀県男女共同参画推進条例（平成13年滋賀県条例第62号）第13条に規定する苦情の申出の処理に関し、必要な事項を定める。

2 申出者

苦情の申出者は、県民および事業者のほか、県内において就業し、または就学する者を含むものとする。

3 苦情

苦情は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に関する内容のものである。

4 窓口

申出の窓口は、商工観光労働部女性活躍推進課とする。なお、女性活躍推進課以外の部署に申出があった場合は、女性活躍推進課に連絡を取り、適切に対応するものとする。

5 申出の方法

申出は、原則として、次に掲げる事項を記載した書面の提出または電子メールにより行うものとする。

ただし、特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。口頭による申出があったときは、職員は、その内容を聴取し、書面に記載するものとする。

- (1) 申出をする者の氏名、住所（法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名並びに事務所の所在地）、電話番号
- (2) 苦情に係る県の施策
- (3) 苦情の内容および理由
- (4) 申出の年月日

6 処理の方法

- (1) 窓口の女性活躍推進課が申出を受け付けたときは、早急に、当該申出の苦情に関する施策を担当する課（室）（以下「施策担当課」という。）に送付するものとする。
- (2) 回付を受けた施策担当課は、女性活躍推進課と協議しながら、申出の処理を行うものとする。
- (3) 申出の処理を行う上で、男女共同参画審議会の意見を聴く必要があると認めるときは、早急に、女性活躍推進課は意見聴取の手続をとるものとする。

7 個人情報の保護

申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

8 回答

- (1) 申出に対して、知事名の文書で回答するものとする。
- (2) 回答に当たっては、施策担当課が文案を作成し、女性活躍推進課に合議するものとする。
- (3) 回答は、原則として、女性活躍推進課が受け付けた日から1ヶ月以内に行うものとする。

9 報告および公表

申出の処理の状況等について、直近に開催される男女共同参画推進本部および男女共同参画審議会に報告するとともに、年次報告として公表するものとする。

10 他の苦情申出との関係

本要綱に基づく申出以外の苦情申出において、その内容が、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項を含んでいる場合は、その処理に当たっては、上記6（2）、（3）および8（2）の処理を併せて行うものとする。

11 施行時期

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

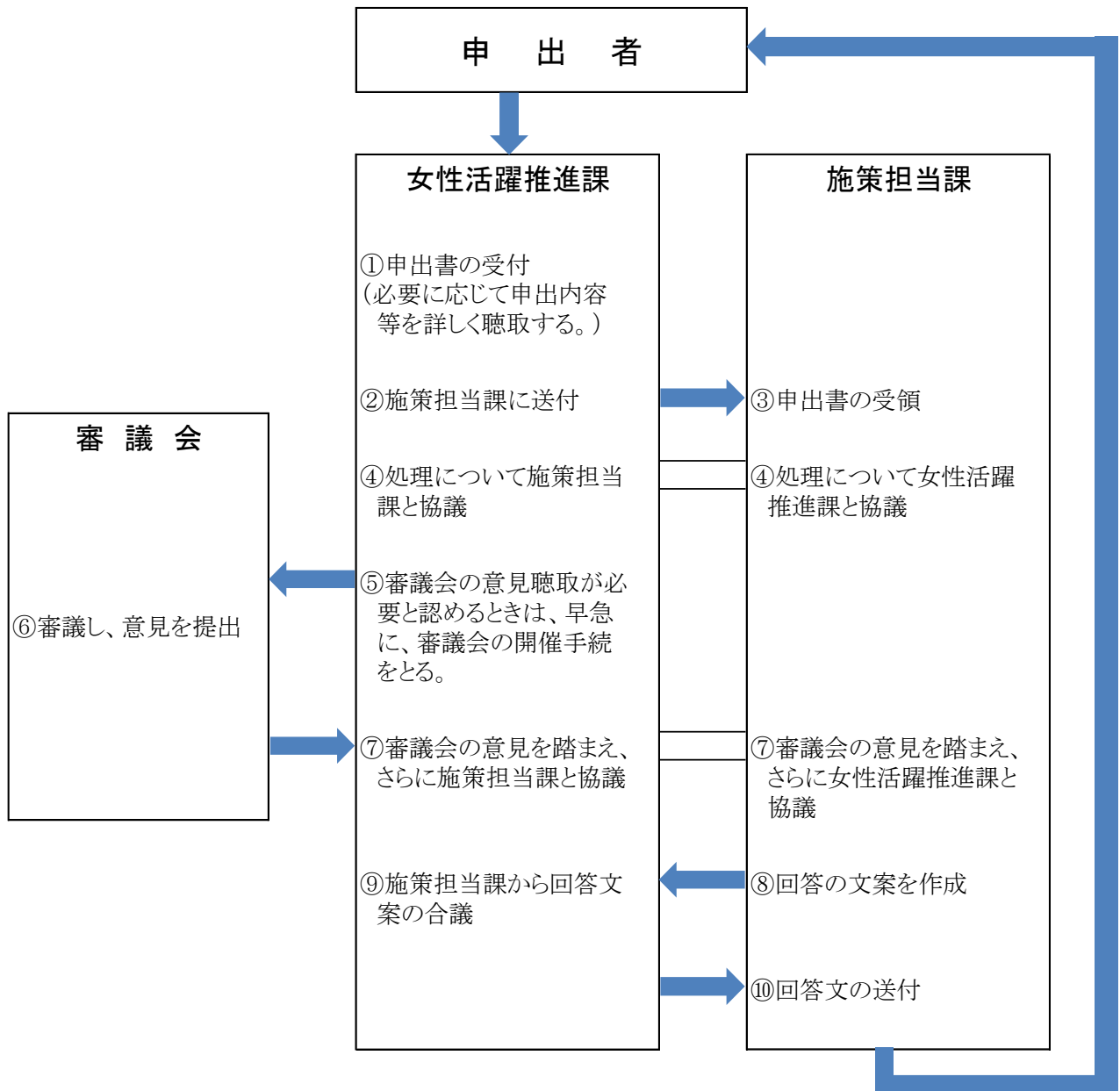
付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

男女共同参画に関する施策苦情処理フロー



傍 聴 要 領

滋賀県女性活躍推進課

滋賀県男女共同参画審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県男女共同参画審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場で受付を行い、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、抽選とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと
- (2) 飲食等をしないこと
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。